

第7章 おわりに

消費者庁からの厚労大臣への意見書が提出されたことがきっかけとなり、厚労省においても本研究をはじめとして数々の検討が行われている。その後消費者安全調査委員会での実験結果として値が示されたが、実際の医薬品における値はこれに比べると遙かに小さい値であり、また、我が国で実際に販売されている欧米の規制に適合した CR 対応の PTP での実験値も低いものであった。従って消費者安全調査会で示されたこの実験結果を直ちに CR 対策の値として採用することは妥当ではないと考える。

前述のように我が国の薬価制度においては、包装に関するコストを薬価に反映させることは考えられていないことから、CR 対策を検討する場合に、今後少し時間は要すると思われるが、製薬企業で実施可能な対応策、あるいは調剤段階で実施可能な対応策について、本研究において検討された結果を基礎として、対象を広げて様々な角度から検討を行うことが必要と思われる。また、今回本研究で示されたアイデア等については、今後乳幼児を対象とした実験の実施等も考慮すべきであろう。また、CR 対策品が高齢者にとって不利益になることもあり得ることから、妥当性のある CR-SF について検討が必要と思われる。

またこれらの技術的な CR 対応策の検討とは別に、最も大切なのは、国民に対する啓発であろう。このことについては継続的な啓発が必要なことから、あらゆる機会を利用して、実施することが求められていることは言うまでも無い。有効な啓発方法についての検討は必要かもしれないが、それらの結果を得る前であっても、メリハリのある啓発を直ちに実施すべきではないだろうか。そのためには、マスコミ等も含め、医療機関の待合室のモニターでの動画を利用した方法や、医療機関・薬局でのポスター掲示等も現時点で可能な啓発手段といえる。行政、製薬企業、医療機関・薬局が一体となってこの問題に対して行動を起こすことが必要ではないかと思われる。

